

## 第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和3年6月21日（月）14:00～15:30

実施：リモート形式によるオンライン開催

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要
  - (2) 障害者差別解消に関する周知啓発について
  - (3) 「コロナ禍における困りごと」について
  - (4) 障害者差別に関する状況について
  - (5) そ の 他  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴う、  
条例の改正について
- 3 閉 会

### 配布資料

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会  
（障害者差別解消支援地域協議会）資料
- 4 参考資料 障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等

### 出 席 者

委 員・・・宗澤委員長、大村委員、峯委員、柴野委員、山崎委員※、  
菅原委員、滝澤委員、荒井委員、山田委員※

臨時委員・・・越智臨時委員※、岡田臨時委員※、渡辺臨時委員※、加藤臨時委員  
末吉臨時委員、宮村臨時委員、黒金臨時委員※、水内臨時委員※、  
塚田臨時委員※、塚越臨時委員※、内河臨時委員※、高島臨時委員※

※は書面参加

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長  
障害政策課職員

### 欠 席 者

委 員・・・竹内委員

臨時委員・・・なし

## 1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の増田と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに委員及び臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

本日は、オンライン開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒御容赦くださいますようお願いいたします。

まず、本来であれば、第1回目の本会議開催にあたり、福祉部長の永島から御挨拶しあげるところではございますが、現在さいたま市議会開会中でございます。そちらの対応で誠に申し訳ございませんが、欠席とさせていただきます。また、同様に障害政策課長の竹内も議会に出席しておりますので、欠席させていただきます。誠に申し訳ございません。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りした資料といたしましては、

①次第

②委員名簿

③第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)資料

こちらに資料1-1から資料4-1を含んでおります。

④参考資料 障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等

なお、資料4-2 令和2年度 障害者差別相談対応事例一覧につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題4「障害者差別に関する状況について」の際に画面に表示させていただきます。

以上4点でございますが、過不足なくありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員11名、書面での出席委員10名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐 吉原 大輔様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する4名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。ただし、議題4「障害者差別に関する状況について」は、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、この議題については非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題4のうち、非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームから御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されているかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

それでは、ただ今より第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

続きまして、本日の第1回委員会の開催にあたり、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じますので、お手数ではございますが、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。事務局よりご案内差し上げますので、お手元でございます委員名簿の順をお願いいたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

#### 【委員、事務局自己紹介】

以上を持ちまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介を終わらせていただきます。それでは、本日は第1回の委員会ということで、委員長が選出されておられません。誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第17条第1項では「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されておりますので、どなたか御推薦がございましたら、挙手をして御指名いただきたいと思います。

はい、滝澤委員。

(滝澤委員)

私は、これまでの経緯をよく御存知の宗澤委員に引き続きお願いをしてはと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま滝澤委員から委員長に宗澤委員をという御発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。それでは、本委員会の委員長は宗澤委員にお願いしたいと思います。

宗澤委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、宗澤委員には、委員長就任の御挨拶いただくとともに、以後の議事進行につきまして、お願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

(宗澤委員長)

宗澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。今年度から新しい委員会体制ということになるんですけれども、皆さまご存知のように新型コロナウイルスを巡って、なかなか対面での密度の高いコミュニケーションをとることが難しい時期が続いています。そこで、これまでの繋がりを失わないということを留意しながら新しい

任期に入りましたけれども、新年度から委員長を謹んでお引き受けさせていただければと思います。

それでは、ここからは私のほうで議事の進行を務めさせていただきますけれども、本委員会は障害のある人の権利を守りぬく、ここに社会的使命を持っているわけです。その目的に照らして皆様のお知恵・御意見を最大に漏らさず生かしていきたいと、そういう運営に努めていきたいと考えていますので、遠慮なく御発言を頂戴できればと願っています。どうかよろしくお願ひします。

まず、本委員会の副委員長について、条例施行規則17条に互選により選出すると規定されております。私としましては、障害者福祉施策の状況にお詳しい大村委員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

ありがとうございます。それでは、大村委員に本委員会の副委員長をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

大村委員から何か一言ございますか。

(大村委員)

大村です。冒頭で宗澤先生から権利を守りぬくという役割があるというお話がございました。大変力不足かとは思いますが勉強させていただきながら御一緒に進めていければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(宗澤委員長)

それでは、本日の議題の方に入らせていただきます。

まず、議題の1番目、「障害者の権利の擁護に関する委員会の概要」ということで、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議 事

### 議題1. 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要

(事務局)

それでは、議題1「障害者の権利の擁護に関する委員会の概要」について説明いたします。

今年度、新たに御就任いただいた委員の方、及び臨時委員の方がいらっしゃいますので、改めて本委員会について説明いたします。

本委員会は、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、いわゆるノーマライゼーション条例第15条に基づきまして、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議することを目的として設置された附属機関となっております。また条例には、市長の諮問機関としての機能のほかに、個別の障害者差別事案に関することについて、市長の求めに応じ、申し立てられた障害者差別事案について助言又はあっせんを行うこと、助言及びあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、助言又はあっせんに従わない時は、市長に対し、差別をした者に対して助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めること

がそれぞれ規定されております。平成23年度に本委員会が設置されて以降は、障害者差別解消に関する課題等を議題として、年2回の頻度で委員会を開催させていただいております。

なお、これまで、障害者差別の事案の申し立てがなされたことはなく、委員会として助言又はあっせんを行ったことはございません。

それでは、お配りしております資料1-1「令和3年度 障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の運営について」を御覧ください。

まず、「1 令和3年度の委員会の運営」でございます。こちらにつきましては、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されたところでございますが、本市では法に規定される障害者差別解消支援地域協議会を障害者の権利の擁護に関する委員会の部会として、要綱により設置をしております。協議会の設置要綱につきましては、本日お配りしております「参考資料 障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等」の38ページに掲載しておりますので、後程、御覧いただければと思います。会議につきましては、障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会を今年度も合同で開催する予定でございます。

ただし、臨時委員の皆様におかれましてはノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言及びあっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加はしないこととなっております。

ここで、「資料1-2 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ」を御覧いただきたいと思っております。こちらの資料は、障害者差別解消法施行後の障害者差別事案の解決の流れを図で示したものになります。

まず資料の左上になりますが、本市の障害者差別の相談窓口といたしましては、障害者生活支援センター及び各区役所支援課となります。相談のあった差別事案については、まずは障害者生活支援センター及び各区役所支援課にて、関係機関と連携しながら必要な調査や調整、助言等を実施いたします。調整等が難航している事案や所管官庁等が不明な事案といった障害者生活支援センター及び各区役所支援課での対応が困難な事案については、障害政策課を通じ、市役所内での調整を図りつつ、市の所管部署と連携して助言等を実施することになります。そのほか、障害者生活支援センター及び各区役所支援課で対応した差別事案については、障害政策課に報告をいただくシステムになっておりますので、対応した事案すべてについて障害政策課から、図の右側への矢印になりますが、部会を含めた本委員会に報告する仕組みとなっております。部会を含む本委員会におきましては、報告された事案について検証を行うとともに、市の所管外の分野の事案については、必要に応じて、関係機関への情報提供等を行います。

なお、今御説明した流れとは別に、障害者生活支援センター及び各区役所支援課で調整がつかなかった事案のうち、差別された方がノーマライゼーション条例に基づく申し立てを行った場合は、臨時委員を除いた本委員会において、助言、あっせんを行うこととなります。

法が施行されてから変更となった点といたしましては、下段にございます、権利行使の部分になりまして、悪質なケースについては、条例に基づく市長の権限に加えて、必要に応じて主務大臣の権限行使により事案の解決を図る流れとなっております。以上が、障害者差別事案の解決の流れでございます。

それでは改めまして、資料1-1をご覧ください。

「2 障害を理由とする差別に関する課題とテーマ」でございます。これまでの委員会での議論によると、障害を理由とする差別の解消に関する課題は主に、①周知に関する事、②相談しやすい環境づくり、③本人の意思尊重、この三点になります。後ほど詳細を御説明させていただきますが、今年度は、パンフレットの配布、研修やイベントの開催を昨年度に引き続き行うとともに、合理的配慮等の好事例集を作成し、合理的配慮の提供を促進のための補助金の交付を行うなど、事業所に対する周知啓発を中心に進めてまいりたいと考えております。

最後に「3 令和3年度会議開催予定」でございますが、詳細につきましては調整中ですので、皆様へは改めて、御連絡したいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明に関しまして、皆様から何か御質問・御意見があれば承ります。いかがでしょうか。

末吉臨時委員どうぞ。

(末吉臨時委員)

臨時委員というのはちょっとそういう意味ではかなり微妙な位置にあるというのがよくわかりましたけれども。それでもなんで臨時委員を置くのですか。審議に加入できない状況があるのに、委員としての責任を負うかたちになるのでしょうか。

(事務局)

本委員会につきましては障害者の権利に関する委員会と障害者差別解消部会を合わせまして開催をさせていただいております関係で、委員の方・臨時委員の方につきましては障害者の権利に関する委員会の方に御尽力をいただいております。そのうち障害者差別等の個別具体的な対応を行う場合につきましては、障害者差別解消部会のほうになりますのでそちらにつきましては委員の皆様から御協力をいただくかたちとなっております。

(宗澤委員長)

本市の場合、条例に基づくこの障害者の権利の擁護に関する委員会と障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会っていうものを2重に合わせて差別事案への対応を行っていく体制を持っているわけです。それで、地域協議会の方に位置づく委員の方は名称として臨時委員となっているけれども、市の施策、差別をなくしていくための取り組みをどうしていくのかということについては、分け隔てなくこの委員会で御意見を頂戴しています。だから臨時委員だからといって立場が微妙だとかそういう扱いはこれまでもしていませんし、市の位置づけとしてもそういうものではないと理解しています。よろしいでしょうか。

(末吉臨時委員)

現時点ではそうなっているのかなと思いました。以上です。

(宗澤委員長)

他にいかがでしょうか。

ここの部分は基本的にこれまでの仕組み、特に変更なく現在こうだということの御説明だったと思うんです。もし議題1のことについて、さらに御質問があれば今日の会議の中で引き続きお受けしたいというふうに思いますので、議題の1については一先ずここで区切らせていただくということで御了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは議題の2に移らせていただきます。

「障害者差別解消に関する周知啓発について」、事務局から説明をお願いします。

## 議題2. 障害者差別解消に関する周知啓発について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別解消に関する周知啓発について」、御説明いたします。

お配りしております、資料2、「令和3年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」、(1)パンフレットの作成・配布でございます。

事業者や市民を対象とした啓発といたしましては、平成28年度に「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を作成し、これまで事業所や医療機関をはじめとする各関係機関に配布を行ってまいりました。

昨年度までの配布先につきまして、既に御報告させていただいている部分もございしますが、改めて説明いたします。

はじめに、一般市民向けといたしましては、新型コロナウイルスの影響により、対面での各種イベントでの配布を行うことが叶わず、十分に配布を行なえませんでした。ホームページや、YouTubeを活用したオンラインイベントへの切り替えを行い、ノーマライゼーションの周知啓発に取り組みました。

次に、相談を受ける機関等といたしまして、民生委員、児童委員、各区支援課、障害者総合支援センターに対し、合計で約2,700部配布しております。

また、後ほど御説明いたします合理的配慮促進事業の周知のため、市内事業者や商工会議所、ハローワーク、不動産会社、浦和駅周辺の飲食店に対しまして、合計で約5,900部配布しております。

続きまして、医療機関等ですが、病院、歯科医療機関、薬局に対しまして、合計で約2,200部配布しております。

今後の配布予定でございますが、各種イベントや他部局との合同研修において配布するほか、合理的配慮提供促進事業の周知と併せまして、周知が行えていない市内事業所を中心に配布する予定でございます。

続きまして、②ノーマライゼーション条例簡明版冊子について、説明いたします。こちらの冊子につきましては、障害者理解を促し、差別を解消するためには、子どもの頃からの教育が重要であるということで、市内全ての小学校6年生を対象に配布しているものになります。

今年度は5月下旬に各小学校に配布し、周知に御協力をお願いしております。また、配布にあたりましては、各小学校においてより活用していただけるよう、ワークシートを添付するとともに、教職員向けに冊子やワークシートに関する説明文を添付しております。

続きまして、(2)の合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。本事業の目的といたしましては、ノーマライゼーション条例に基づき、不特定多数の方が利用する店舗の事業者等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するものです。

対象は、市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等の不特定多数の方が利用し、障害のある方の利用が見込まれる事業を行う事業者としております。

続きまして、本事業の交付対象となる経費には、2つの区分がございます。

1つ目が、「コミュニケーションツール作成費」といたしまして、点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための、コミュニケーションツールの作成に係る経費でございます。

こちらにつきましては、補助金の限度額は、2万5千円、補助率は、1/2となります。

2つ目が、「物品購入費」といたしまして、筆談ボード、折り畳み式スロープ等の障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入に関する経費でございます。

こちらにつきましては、補助金の限度額は5万円、補助率は、1/2となります。

本事業につきましては、令和元年度は1件の申請があり、19,000円の補助金を交付いたしました。また、昨年令和2年度は11件の申請があり、合計132,000円の補助金を交付いたしました。

補助実績については、次頁のとおりとなります。また、各事業所での購入実績につきましては、購入した物品の写真と合わせて本市ホームページで広く公開しております。後ほどお時間がございましたら、御確認ください。

今年度は、より多くの方にこちらの事業活用いただけるよう、医療機関の他、商業施設、飲食店等の市内事業者を中心に周知を行うとともに、ホームページやSNS等で、合理的配慮に関する説明や本補助金に関する周知の記事を掲載してまいりたいと考えております。

続いて、(3)「コロナ禍における困りごと」の周知を御覧ください。

詳細については後ほどご説明いたしますが、障害者政策委員会や、障害者の権利の擁護に関する委員会、誰もが共に暮らすための市民会議で挙げられた、コロナ禍における困りごとを収集し、事例集などを作成していきたいと考えております。

また、事例集の作成と並行しまして、市報や、ホームページ、SNS等を活用し、広く一般に周知を図ってまいります。こちらの案件につきましては、改めて議題3で皆様の御意見を承りたいと思っております。

次に(4)イベントにおける周知を御覧ください。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてでございます。こちらはノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの

大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

昨年度は9月5日土曜日にNACK5スタジアム大宮で開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小開催となりましたが、当日は約200名の方が手話応援に御参加されました。また、試合開始前の市長挨拶をリモートで実施し、ノーマライゼーションの理念の啓発を行ったところでございます。なお、こちらの手話応援については、Jリーグのホームタウン・社会連携(シャレン!)活動の中から、特に社会に幅広く共有したい活動を表彰する「2020Jリーグシャレン!アウォーズ」にて、「ソーシャルチャレンジャー賞」を受賞しました。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この障害者週間「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月頃に開催しているイベントでございます。今年度につきましては12月4日土曜日に浦和駅東口駅前市民広場を会場に実施予定でございまして、こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて障害者の理解の推進を図る予定でございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。9回目となります今年度は、来年2月に、桜区にございますサイデン化学アリーナで女子ブラインドサッカーの親善試合を実施する予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、資料の4ページ目を御覧ください。(5)研修等の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、資料の公開、配布により研修を実施します。

対象は市内障害福祉サービス事業所となっております、今年度は約600事業所が対象となっております。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございます。

まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございまして、各課所室等から職員1名が参加することとし、合計が約400名となります。

また、庁内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を実施する予定でございまして、こちらについては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、実施を検討中です。

本日は講義型の研修について御説明いたします。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、庁内情報共有・学習システムを活用して在席で受講できるように準備をしております。昨年も同様の形態で実施をしたところ、自主的に参加した職員

も多くおり、481人が参加をいたしました。

内容といたしましては、障害の特性理解や、合理的配慮の提供事例、コロナ禍における困りごとなどを盛り込む予定でございます。

最後に、(2)ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度は、車椅子バスケットボールの競技体験を実施し、競技の理解を深めるとともに、日本代表経験もある選手から、日常の場面での困りごとや、必要な配慮等について講義をいただきました。今年度につきましては、11月頃に実施を予定しております、手話に関する講義及び、挨拶や自己紹介など手話の実技研修を予定しております。

議題2に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明に関わりまして、皆様から御質問・御意見を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

はい、荒井委員よろしくお願いいたします。

(荒井委員)

荒井です。1点事務局にお伺いしたいのですが、ノーマライゼーション推進市職員研修の実施に関するところですが、これについては、いままでもいくつか御提案させていただいてはいますが、例えば体験型ですとその場限りで終わってしまうので、例えばノーマライゼーション推進先進自治体のトップの方ですとか、医療リハビリテーション関係の方を講師とした研修みたいなものを企画してはどうかといったことも過去に御提案させていただきましたが、今回も体験型の研修なので体験型だということで踏襲しますということですが、体験型にこだわっているように見えるんですが、その理由というのはどのような理由からなのでしょうか。事務局の御見解も教えていただきたいのですが。

(事務局)

御意見ありがとうございます。基本的に踏襲している部分は確かにあるのですが、人事異動等で局長も毎年変わるところもございますので、まず現場を見るであるとか、体験することで、局のトップとして局内に啓発していくという、市全体で進んでいくためのものとしてやっております。またこれとは別に、局長を対象としたノーマライゼーションの説明等も事前にしておりまして、そのようなかたちで補完をしているようになっております。

(荒井委員)

わかりました。ありがとうございました。

確かに体験型も貴重だと思うのですが、今年度ですと、ここにも載っていますが、コロナ禍における困りごとの周知ということで、例えば実際にコロナで困ってい

る市内の障害を持っている方にお話をさせていただいて、市長からそれに対してメッセージを出していただければそれこそとてもいい周知になると思うんです。そういったことも含めて幅広くちょっと題材を検討していただければと思いますのでよろしくお願いたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。  
宮村委員お願いします。

(宮村臨時委員)

市民のつどいなんですけれども、昨年度は YouTube であったりとかホームページを活用して少し違った取り組みだったかなと思うので、その成果であったりとか分析であったりとか事務局さんのほうでどう考えてるのかなというのと、今年度はなかなか間に合わないと思うんですけれども、こういう開催の仕方をすることによって当日来れない方にも啓発の活動に繋がったりだとか、開催日以外のアクセスも可能であったりとか、YouTube もすごく分かりやすく楽しめたので、何か今年度の開催の仕方に活用できないのかなと SNS を活用したところも追加できればいいのかなと思います。今年度来年度以降に検討していただければと思います。以上です。

(宗澤委員長)

御意見の内容を確認いたします。市民のつどいを浦和駅の駅前市民広場で開くということと同時に、オンラインを活用したチャンネルを活かして欲しいという御意見だと受け止めていいですか。

(宮村臨時委員)

そうですね。そのことのほうがより広く啓発活動には繋がるかなといったところで。昨年度がそのやり方でよかったです。

(宗澤委員長)

オンラインで YouTube 等を活用したコンテンツを作るということについて御提案いただいておりますけれども、これは事務局のほうで前向きに御検討いただくということによろしいですね。

(宮村委員)

はい。

(宗澤委員長)

では、事務局のほうでご検討いただくということになっていきますので、御了解いただければと思います。

(末吉臨時委員)

まず1点目、パンフレットに何部刷っていくらかかったという表現がありますよね。

条例によってやらなければならないものを、我々障害者の人権にいくらかかったかということを示すようでありにも心を害するものがあるように考えておりますが、その点についての事務局の見解を伺いたい。

2点目、浦和レッズに関してはどういう考え方をもっているか、この手話応援、ノーマライゼーション条例の管轄に関してのどう思っているか。

3点目、職員研修特に福祉事務所の職員の受講率をパーセンテージであげていただきたい。この3点をよろしくおねがいします。

(宗澤委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

まず1点目についてお答えいたします。こちらは、さいたま市の情報公開を推進していくという意味で、あらゆる事業であるとか、啓発物、チラシであるとか、そういったものにコスト表記を載せていくという趣旨のものになりますので、障害に関するパンフレットだからとか、そういったものではございませんので御理解ください。

2点目の浦和レッズの協力について説明いたします。先ほどイベントの周知啓発について御説明をいたしましたノーマライゼーションカップにつきましては、開催地が桜区のサイデン化学アリーナのほうで開催されておりますので、こちらのほうのブラインドサッカー体験ですとかそういったところで浦和レッズさんのほうから御協力をいただいているところになります。

3点目の福祉事務所の職員参加率ということでしたが、パーセンテージのほうは、今すぐ持ち合わせているものはございませんが、各課1名の参加の方を義務付けておりますので基本的には各区役所の保健福祉部に属する支援課ですとか、福祉課それから高齢介護課等の職員も最低1名はこちらの研修に参加をしているかたちとなっております。以上になります。

(事務局)

併せて、補足になるのですが福祉事務所に新任等で着任した職員につきましては、ノーマライゼーションに限らないのですが全般的な福祉についての研修を行っておりまして、そのなかにもノーマライゼーションの推進そういったものも含まれておりますので比較的高い率で受講しているかと思えます。以上になります。

(宗澤委員長)

ちょっと私のほうから補足的に質問させていただきたいのですが、職員研修っていうのはオンデマンドであるのですか。それともリアルタイムのオンラインでやるのですか。

(事務局)

はい。事務局でございます。昨年と今年度に関しましてはオンデマンドのかたちで実施しております。庁内の研修システムのほうがございますので、そちらを使って資料の配布、研修受講後のアンケートですとか質問事項の取りまとめをしまして、こち

らで回答ですとか、アンケートの結果の集計をしているところになっております。

(宗澤委員長)

それでは、別に最低1名っていうふうに説明する必要はないんじゃないでしょうか。できる限りもれなくこの学習に参加するよという趣旨をお伝えいただいたほうがいいと思うんですね。

それからもう1つなんですけれども、昨年度事務局に確認させていただいたことで、職員研修を実施してきたことで、例えば昨年度コロナに関する国民一人当たり10万円の給付金の支給がありましたよね。この給付金の申請に障害のある人が漏れ落ちないように担当課が大変努力していたっていう御報告を昨年度私受けました。そういう前進面も出ているというふうに思うんですが、やはり大きな組織ですから、以前私が虐待防止研修をした時に、ある行政区の課長が物凄いふざけた感想文を提出してきたことがあるんですよ。したがってですね、オンデマンドでせっかく研修を真面目に実施しているわけですから短くてもいいので、記名式の報告文を提出するっていうかたちにできる限りしていただければというふうに希望します。そこは御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。今いただきました御意見をもとに、より効果的な研修になるように対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

市の幹部職員の体験型の研修っていうかたちが踏襲されている一つの理由には、体験型の研修っていうのはビジュアルな報道に適していますよね。だからそれが踏襲されているっていう面もあるかもしれないなって思うんですよ。だけれど、そういう面はきっとあるんでしょうけれども、とにかく先ほど荒井委員から御発言があったように幹部職員として必要な情報を市民に広く発信する、それから幹部職員ですからやっぱり市の職員全体に対する方向付けをできるような責任を負っている人達だと思うんです。その内実が充実するようなかたちの研修内容に幹部職員のところは特に御留意いただきたいというふうに思います。おそらく荒井さんの御意見もそういうところにあつたんじゃないかなと思うんですけど、荒井さんいかがですか。

(荒井委員)

そうですね。おっしゃっていただいたとおりです。まさにその通りで、やはり幹部として是非広く市民に発信していただきたい、あるいは庁舎内でも上の立場の方々から下の方々を指導していただくようなことをしていく立場の方ですから、それに見合った研修を実施していただければなと思いました。ありがとうございました。

(宗澤委員長)

首都圏ニュースなんかで、今日はさいたま市の幹部職員のこういう研修がありましたみたいな絵になるニュースに載っておしまいっていう、そういう中身のない答えはやめてくださいと、そういう趣旨を受け止めていただきたいと思っております。はい、末吉

さんどうぞ。

(末吉臨時委員)

幹部職員の定義というのはどういうどこまでいうのかということが1点目。  
2点目が民放にどうやって売り込むのかというところです。

(宗澤委員長)

すでに事務局からの御説明があったように、幹部職員の受講者っていうのは市長、副市長、各局長と幹部職員というふうになっていますから資料通り御理解いただきたいと思います。

報道については、さいたま市のほうから特別的に、積極的に売り込むということは原則ないと思うんです。市長室のほうで、何か取材を受けるということがあれば協力するっていうそういうスタンスだと思いますので、とにかく社会と市職員に対して幅広く幹部職員が情報を発信していくという趣旨でこの研修を実施していただきたいということをお願いしているところですので、末吉委員には御理解いただけないでしょうか。

(末吉臨時委員)

社会事務所長、福祉事務所長なんかもこれはもう一応法律上幹部ですよ。

(宗澤委員長)

基本的に1のほうの職員研修に該当することになると思います。

それでは、議題の2障害者差別解消に関する周知啓発についてこのへんで次の議題に移りたいと思いますが、何か御発言を特に求める方おりますでしょうか。はい。滝澤委員お願いします。

(滝澤委員)

はい。滝澤です。(5)研修等の実施の中の読み取り方なんですけど、不十分でしたら申し訳ありません。厚労省の福祉事業所向けガイドラインを引用し、事業所に求められる合理的配慮等について説明する資料を作成されたということですが、これは、実施方法は今後ホームページによる公開と配布で、受講者は各事業所が任意で受講するというかたちなんですか。質問です。それと共にこういう内容に関して該当する福祉事業所が研修することは大変望ましいことだと考えますが、NPOであったり福祉に携わる民間組織であったりもこういう内容を得られると協力等々でまた知識の1つとなるかと思うので、ここのあり方について少し御説明お願いいたします。

(事務局)

今、滝澤委員から御質問がありました障害福祉サービス事業所を対象とした研修の実施についてですが、従来サービス事業所を対象としました集団指導の際に、私どものほうが出前講座というかたちで研修を実施しておりました。昨年と今年度につきましてはコロナ禍ということで、なかなか集合での研修が難しいため、ホームページでの公開、配布に代えさせていただいております。基本的には各事業所のほうで受けて

いただくかたちになりますが、集団指導にかえての研修ということでお願いをしておりますので、研修の周知の際には各事業所の方がもれなく受講をしていただけるように、より周知のほうに力を入れていきたいと考えております。

また御質問のありましたNPOですとか、その他関係団体の方への周知啓発というところは、想定はしていなかったところではあるのですが、ホームページでの公開に代えるメリットといたしまして他の職種の方も見る内容というふうになるかと思っておりますので、公開の方法等につきまして検討させていただいて、より多くの方が研修資料の参照が出来るようなかたちで工夫していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

(宗澤委員長)

滝澤さんよろしいですね。はい、それではよろしくお願いたします。それでは次に議題の3「「コロナ禍における困りごと」について」に移ります。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

### 議題3 「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について

お配りしております、資料3-1「「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について」を御覧ください。

「1. 概要」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害のある方の中には、それぞれの障害特性によって、いわゆる「新しい生活様式」を実践することが難しかったり、コロナ禍における様々な制約の中で、新たな困りごとを抱えている方も多くいると、本委員会や市民会議などを通じ、御意見をいただいております。

そこで、それぞれの障害特性等により、コロナ禍における困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮について、啓発していく必要があると考えております。

まずは、昨年11月に開催いたしました、令和2年度第2回市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」といたしまして、意見交換を行っていただきました。

また、本年1月に開催いたしました、第4回権利擁護委員会において、第2回市民会議でいただいたご意見について、御報告し、審議いただいたところ、このことについて更なる意見聴取を行ったほうがよいのではないかとの御意見をいただきまして、3月に書面開催といたしました第3回市民会議におきまして、更なる御意見をいただくとともに、その困りごとに対し、どのような支援や配慮が必要なのかについて、御意見を収集したところです。

市民会議では、「視覚障害のある方が買い物をする際、商品を手にとって触れたりしなければならないこと」や、「社会的距離感を保つことが難しいことに対して、理解がない人がいる。」という御意見や、「感染症対策として取り入れている店舗等での会計時におけるセルフサービス化では、視覚障害者が対応することは難しい。」といった困りごとなどが挙げられました。

また、聴覚障害の方からは「マスク着用により口元や表情が見えないため、意思疎通が困難になった。」や、「感染症対策として筆談が用いられているが、筆談だけでは

コミュニケーションをとることが難しい聴覚障害の方がいる。」といった困りごとなどが挙げられました。

さらに、「感覚過敏等により、マスクの着用が難しい。」という御意見や、「就労支援事業所が時短となることで、今後フルタイムで働くにあたり、体力面や生活リズムを戻すことができるかが懸念される。」といった困りごとも挙げられております。

こちらにつきましては、それぞれの障害特性により、社会的距離感を保つことが難しい方がいること、また、手話は言語であるということや、口元や表情からも情報を得ているということをお伝えするとともに、状況に応じた様々な方法等で意思疎通を図ることが大切であるということをお知らせしていく必要があると考えております。

また事例といたしましては、「動物園でマスクを着用することが難しいことを伝えたと、『マスクができません』と書いてある缶バッチを渡していただいて、そのおかげで、周りの方に配慮をしつつ動物園をまわることができました。」といった、好事例を挙げていただいております。

こうした好事例を含め、いただいた御意見に対し必要な支援や配慮等につきましても、周知していく必要があると考えております。

お時間の都合上、すべての事例等を御紹介できませんが、各附属機関委員会、及び市民会議でいただいた御意見につきましては、次ページにあります資料3-2、「コロナ禍において生じた困りごとについて（附属機関委員会、市民会議での主な意見）」といたしましてとりまとめておりますので、後程御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、「3. 今後の方針及びスケジュール」でございますが、本日皆様からいただいたご意見や市民会議等でいただいた事例等をもとに、広く市民の方や民間事業所等に対しまして、障害者の理解促進、差別解消に関する啓発を行う際や、合理的配慮提供促進事業にかかる周知を行う際に活用していくことができるものを作成したいと考えております。

なお、3月の政策委員会で、周知についてはもう少し早めたほうが良いとの御意見を頂戴いたしましたので、ホームページ、SNS、市職員に対する周知を先行して実施いたしました。今後も市民会議等で御意見を収集し、より事例の充実を図ってまいりたいと考えております。

本日は、より効果的な事例集の作成について、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。この委員会の根拠条例を作る時にも、さいたま市の障害者差別事例集というものを作って、その後のさいたま市の施策に活かしていくという努力をしてきたわけです。今回、これまでにないかたちの色んな困難に直面する事態が新型コロナウイルスの感染拡大によって生まれました。

そこで本市がノーマライゼーション条例をせっかく持っていますから、条例を作った時の差別事例集と同様にこれまでにないコロナによる困りごとというものの事例集を教訓として積み上げていくことによって、これからの必要な施策への配慮、具体的な内容づくりに活かしていくための資料集を作りたいという御趣旨であったかと

思います。それで効果的にこの資料を集める。昨年度市民会議でひとまず作られた事例集というのは、昨年度コロナのもとで市民会議に結集することの出来た障害のある人は、実は限られているというふうに障害当事者の方から伺っています。そういうこともあって今年度、市として本格的に重要な教訓を積み上げておくという内容にふさわしい事例集を仕切りなおして作りましょうということなんですね。そこで効果的な事例集を作るためのお知恵や御意見というものを頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

はい、末吉さん。

(末吉臨時委員)

教育委員会に所属しない小学校というのに届いているのかどうかを伺いたいのですが。

(宗澤委員長)

公立の小中学校以外の私立の小中学校に対しても今回のこういう事例集を作り出すってことの連絡がいくように事務局から努力していただくということになると思います。つまり、公立の小中学校や教育委員会に直結している連絡網を持っていますけれども、一応学校教育ですから無関係ではないわけですよ。だからおそらくそこが漏れ落ちるといふことの御心配があるのであれば、そこにも届くように特別の注意をしたいということで事務局にお願いしておきたいと思うのですが。

(末吉臨時委員)

分かりました。

(宗澤委員長)

他にいかがでしょうか。はい、荒井さんどうぞ。

(荒井委員)

荒井です。1点御礼と意見なんですけれども、コロナ禍における新しい生活様式における障害者の配慮についてということで、すでにホームページのほうに公開されているものを拝見しました。とてもよくまとめていただいている、素早い対応をいただいております。そのうえでなんですけれども、これが置いてある場所がどうしても市のホームページですので、情報量が非常に多いので仕方がないのではあるんですが、ここまでたどり着くのに7階層あって、多分一生懸命見ようと思う方じゃないと見ないなというイメージがありました。どうしたらいいのかなと考えてみると、私が思ったのは2つです。

1つは他の媒体との連携、SNSのほうでは既に情報発信していただいているようなんですけれども、例えば市報さいたまに載せていただいている詳しくはこちらを見てくださいというような告知をするのですとか、あるいは市の情報番組やテレビもありますのでこちらで周知していただくとか、といったことを是非御検討いただきたいなと思います。

それともう1つは例えば障害者週間ですとか、今年はパラリンピックもありますの

で、そういった大きなイベントとあわせてもうちょっと目立つかたちでホームページ上でも露出を高めていただくようなことを御検討いただければなというふうに思っています。よろしくお願いたします。

(宗澤委員長)

事務局のほうよろしいですね。御指示については受け止めていただけるかと思いますが、他にいかがでしょうか。

今対面で直接会うということに制約が大きいので、やはり1つには当事者団体のチャンネルを重要視して意見を出してほしいというような連絡を市のほうからも重要視していただきたいというふうに思うことが1つです。

それと昨年度に集まった市民会議の資料はですね、障害のある子どもたちを育てておられる御家族・親御さんの意見というのが非常に少ないように思うんですね。例えば放課後デイサービスであるとか、通所型のサービスというものが、コロナによってサービス提供量として著しく縮減したわけですね。そこで私が聞いている範囲では悲鳴を上げるようなお声が一時期相当あったように思うんです。つまりお父さんも家にいるし、お母さんもオンラインの仕事になって、子どもも家にいるみたいな。その中で色んな不適切な事案が起きたというふうに虐待防止部会等では確認しているところです。そのようなことをめぐる意見をなかなか出しきれていないなと思うことと、それと今ここで周知啓発しても手遅れなんじゃないかと思うこともやっぱり色々あるわけですよ。例えば昨年度の段階だとコロナウイルスの原型の場合は子どもたちにうつらない、あるいは感染したとしても症状が重症化しないという性格をもっていたものが、これは以前に峯先生からも御指摘いただいたと思うんですけれども、だから小学校や特別支援学校では、新型コロナウイルスの感染のクラスター感染の発生等はほとんど起こらなかったわけですね。ところが変異株になって多発するようになってきたと。そのことをめぐって学校の問題は学校の問題としてもあるんでしょうけども、御家族の対応で物凄く困っておられる方っていうのがいると思います。お父さんお母さんが仕事休むのかとかね、いろんな問題が出てくると思うんです。

それからもう1つ、全く出てないと思うのはクラスター対策を中心にやってきましたから、PCR検査を広くやって、それでその感染拡大を防止するっていう手立てを講じなかったわけですね。そこでその障害者施設等でクラスター感染が発生した場合、いつの間にかその施設内でゾーニングするっていうようなことが、その法的根拠は僕はないと思っているんですけれども、いつの間にかそういうやり方っていうのが発生した。つまり、障害のある人はすぐさま医療に繋がらないっていうような、その傾きを持つ恐れのある対応っていうのが広まってしまったわけですね。それに対して、特に障害者支援施設の利用者の中には、明白な障害者差別だろうというふうにおっしゃる方も沢山おられます。そういう問題も含めて事業者の方にもこの間障害者の支援を継続する、あるいは障害者の生活をなんとか守ろうとして、どうしようもなくなったというような困難も含めて事業者の方からも御意見を頂戴できるように市のほうから事例を集めるっていう情報を流していただきたいと思います。私のほうからは以上です。他いかがでしょうか。はい、峯先生どうぞ。

(峯委員)

先ほど宗澤先生からのお話にありましたように、今コロナのウイルスの感染は随分様子が変わってきていることは事実です。子どもたちのクラスターは増えましたが、重い子はほとんどいない、これも事実です。

子どもたちの発生やクラスターの件数が増えた背景は何といってもこの変異株の出現です。若い方たちが非常に感染しやすいし、周囲に広げやすい。そうしますとこの方たちの多くは、子どもたちの御両親・保護者の年代になりますので、その方たちの発生数が増えますと当然濃厚接触者である子どもたちが感染してしまうことになります。ですから数は増えましたが、割合としては大きく変わっているわけです。

そうしますと小児例が増えた段階で、どうしても学校や幼稚園・保育園のような集団の中に、今までより小児例が増えたということで、子どもたち同士の感染が増える心配があるためにクラスターとして把握されてしまう場合があります。

日本小児科学会含めた専門家の間では、確かに数は一時的に増えているけれども、重症者が増えているわけではないし、割合としては大きくは変わらないとの見解です。イギリス型といわれるものも、ロンドンで一度子どもたちが非常に感染しやすいという情報が出ましたが、その後爆発的に市中感染として市民に感染が広がっていくと、割合としてはあまり変わらず、今までの1.3倍とか1.4倍とかくらいでやや増えた程度です。

しかし重症化しないといっても、やはり気をつけなければいけないのは基礎疾患をもっている子どもたちであったり、障害を持っている子どもたちということになります。その子どもたちにとっては周りの方の感染はとても重要です。

ワクチンに関しては、我々小児科の専門の団体から厚労省・文科省に要望しているのは、基礎疾患やなんらかの障害を持っていたり、何か困りごとを持っている子どもたちについて、その家族の方、養育や介護に関わる職種の方たちをまず最初に接種してあげてくださいということです。そして次に子どもたちも接種を出来ればなお良いのですが、残念ながらこのワクチンは、若い方が接種するほど熱が出やすい、注射をした場所が痛むなどの副反応といわれるものが、高齢の方より多いのです。子どもたちは、感染してもあまり重症化しませんので、子どもたちに関しては接種をすることの方がかかった場合よりも辛いという事例がかなり発生してしまいます。しかも接種をした後の体調の変化や、このワクチンの特徴などをきちんと分かったうえで接種をしていただくという、いわゆる保護者への説明や理解、同意などがあって接種されるべきだろうというのが小児の専門医の考え方です。

ですから、とりあえず学校で早く集団接種しましょうというのは適当でないので、できるだけかかりつけ医での個別接種を求めています。かかりつけの先生のところできちんとした説明を受けて、そしてきちんと接種を受けていただいたうえで、接種後に何か起こった場合もちゃんとフォローしていただくというそういう流れをきちんと確保して接種するということを求めています。日本小児科学会と日本小児科医会ではホームページに数日前にそのメッセージを掲載していますので、おそらく文科省もそれを参考にしてここ数日以内に新しいメッセージが出てくると思っています。

実際に先ほど宗澤先生がお話されていた、色々な国や地域で今までと違う状況が起こり、一時的にもイギリス株の出現で病床が逼迫して、日本でも特に沖縄や北海道では本当に病院に入院することが出来なくなってしまうという事実があります。その場合、感染者の集団から患者が外に出なければその感染は広がらないという理由から

その集団の中で全員が治癒するのを待って下さいという感じになってしまっている場合もあります。これは医学的には決していいことではありませんので、是非そのような集団例があるようでしたら何が起こっていたのか、起こった段階でどういう対応をしたけれども、防ぎきれなかったのかどうかなどを記録として残していただきたい。

防ぎきれない部分は非常に重要なのでその事実を今回のような意見の中にしっかり盛り込んでいただくと、次また変異株が出た場合などに対応できる可能性がありますので今後のことを考えますと、困ったことをちゃんと残していただいて、我々に周知していただくということは非常に重要なことです。是非今のお話のような事実を我々医療関係者の目に見えるところに置いていただくと非常にありがたいと思っています。以上です。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。1つはやっぱりコロナウイルスをめぐる医療に関わる問題や教訓が必要だと思うんです。障害者施設のゾーニング対応のことに関わって言えば、最近になって基礎疾患に知的障害と精神障害が加えられましたよね。ところがその知的障害の施設の中でゾーニング対応するとかってというのはかつてやられていた、それから、精神病院から出さないみたいな対応をしていた。やっぱりそれは重要な教訓として確認しておく必要があると思うんです。それが一例に過ぎないんですけども、医療をめぐる色んな問題が発生していたってということも具体的な事例を集約して、これからの医療的な対応の改善に繋げていけるようなそういう内容のものをつくっておくということが必要なのではないかというふうに思います。

先ほど加藤さんがお手を挙げておられたと思いますので、加藤さんいかがですか。

(加藤臨時委員)

今まで色々調べていただいて、結果が出ているところでこの意見が合うかどうかわからないんですけど、今現在、非常に困っているということでコロナのワクチンが始まりましたよね。高齢者は今進んでいるところで、厚労省のほうから知的障害の手帳を持っている方も基礎疾患のところに入れてくださるということで決定が出ました。

市とか保健所に、市のほうにも要望書を出したところなんですけれど、接種券が来て連れて行くとなると、人も2倍になるし混乱をするので、できれば小規模作業所みたいなところでも接種ができるように、何とかいい方法がないかなということをお願いをしているところです。本当に大変だとは思いますが、ワクチンだけが頼みの綱みたいになっているので、やっぱり早くしてほしいというのは親の願いです。

今市のほうの要望書は6月いっぱい待って下さいということでお返事を待っているところなんですけれど、いろいろな先生やお医者さんがいらっしゃるので、いい方法というか、いい解決策があれば教えていただければと思ってちょっと提案させていただきました。

(宗澤委員長)

一応この委員会は具体的な政策のことをすぐ取り扱うところではないんですけども、せっかくですので、峯先生からサジェスチョンがあれば承りたいと思います。

(峯委員)

先ほどちょっと触れましたけれども、子どもたち、障害のある方はかかった場合には確かに重くなる可能性はあるんです。あるいはですね、かかった場合には、どうしても色んな方たちと一緒に過ごさなければいけない、あるいは接触しなければいけない時間が長いですから、場合によっては人に広める可能性ももしかしたら高いかもしれない。だとすると、かからないようにするためには確かにワクチンはかなり有効であることも事実ですが、先ほどちょっと触れましたが、実は子どもたちを含めた方たちはほとんどその周囲の方から感染するんですね。ですから、出来るだけそういう方たちに早く接種をするように接種券を前倒しで送るとか。

ただ、今どういう方がそういう方に該当するか、そういう情報が非常に取りにくいのが事実で、例えば事業所の方ですとか、あるいは我々小児科の医者であったり、普通の内科の医者であったりがもし御自分のかかりつけの患者さんでそういう方がいた場合には、接種券が本来はあったほうがいいんですが、今のワクチンは1回あけるとそんなに何日も置いておくことが出来ないワクチンなんですね。

ですから、もしそれが余ってしまった場合には捨てるしかないんです。そうしますとあまりにももったいないので、そういう色んな方たちをウェイティングリストみたいなものを作って、こういう時にはこういう方たちに接種してあげられるような優先順位をつけた、ご自分の施設での接種のリストを作ってそういう方たちに個別に御連絡を差し上げて、そして早めに接種できる体制は個々の医療関係者であったり、それから個々の施設で少しとれるように、もう数日中に正式な文書が流れる予定になっております。

そうしますと、今までよりは色んな方たちの判断で、医療関係者であったり施設の関係者の判断でももしかしたらそういう方たちに接種が出来る、今までよりも予定より早く接種できるような時期がおそらくそんな先ではなくて来るって思っております。それに対してまだ正式にメッセージが出せないっていうのがちょっと歯がゆいところですけど、わたくしもさいたま市のコロナウイルスのワクチンですね接種に対する責任者の1人です。そのあたりのことももう既に色んな方たちに話をしている最中なものですから、これからさらに今日の話をお聞きしてメッセージを伝えて、なるべく何しろ必要な方から本当に接種が出来るようなそういう体制をなるべく早くとりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。ただまずはその周囲の方が積極的に打っていただきたいなところなんです。以上です。

(宗澤委員長)

インターネット上とか地方の新聞レベルでは既にワクチン難民という言葉が出てますよね。つまりモビリティに困難があってワクチン接種の場所にまでたどり着くことが難しい人、それからそのワクチン接種の予約を取ることに難しい人、この人たちがハイリスクであるにも関わらずワクチンにアクセスできないっていうような問題がね、やっぱり先ほど加藤さんがおっしゃった問題指摘も1つにはそういう内容をもっているのではないかというふうに思うんです。

だからそれも今ここで出来る限りさいたま市のほうで対応していただきたいという要望をお伝えしたいと同時に、今後そういう方々に対して速やかなその医療の提供

というのをどのようにしていくべきなのか、ここの教訓をやっぱり明らかにしておきたいというふうに願っています。

その他いかがでしょうか。はい、末吉さんどうぞ。

(末吉臨時委員)

いわゆる精神福祉手帳及び療育手帳及び身体障害者手帳の情報開示をしたうえで接種券を優先的に送るというのはいかがですか。

(宗澤委員長)

既に峯先生から御説明いただいたように、ハイリスク基礎疾患のある人の中に障害者というのは含まれるようになっていきますから、そこに接種券を優先的に配布するというかたちになっています。

(宗澤委員長)

他にいかがですか。大村さんとか柴野さんとか御意見いただければと思うのですが。

(大村委員)

恐れ入ります。御説明どうもありがとうございました。新しい生活様式で障害のある方々に困りごとが生じているという状況は確かにあるというふうに思いますし、これまで蓄積したものがあるといのが非常に大きな成果なんだろうというふうに考えています。

それで、今後どこに事例を求めていくのかというアイデアということですが、先ほど宗澤先生がおっしゃった当事者団体のチャンネルを使うのは是非お願いできればと思います。

それからもう1点なんですが、例えば障害者虐待、障害のある人の虐待、それから障害児の虐待を扱うような部局ではおそらくコロナの影響を受けてそういった虐待事案が発生したり、あるいは虐待とはいかないけれども相談事案が発生したりということがおそらくあったというふうに思いますので、児童関係の部局あるいは障害のある人、障害者の差別、障害者の虐待でいうと生活支援センターや支援課、そういったところで実際に対応した中でコロナの影響を受けている、そういったものが想定されるものがあるんじゃないかというふうに思いますので、そちらは是非聞いていただけるといいのかなというふうに思いました。併せてですね、障害福祉事業所が事業を継続することで一定の困りごとが防げていた部分が多数あるんだろうというふうに思っています。

これは、学校は閉じていたけれども障害児の福祉サービス事業所は開いていましたので、そこで虐待の芽をキャッチすることも出来ましたし、また家の中で親御さんたちが煮詰まることなく過ごすことが出来ていたのは大きなことなんじゃないかというふうに思っています。一方、そういう時期になってくると、例えば、他の市の児童相談所とかから聞いたんですけれども、学校が閉じている期間中、怒鳴り声通告であるとか泣き声通告がかなり増えたという、そんな話をうかがっています。

つまり地域の目、地域の目線そういったものが重要になってくるということです。学校できめ細かに体の様子を見るのが難しくなってきましたので、福祉サービス事業

所だけでなく地域が目が大事になってくるということかなというふうにも思っています。なので、まとまらなくて恐縮なんですけれども、困りごとは多数あるかと思いますが虐待あるいはそういった周辺の事案に関わる人たちなど、特に厳しい状況にある人たちに関わった人たちから話を聞くというのは1つあるのかなと思いました。以上です。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。柴野さんいかがでしょうか。

(柴野委員)

皆さんおっしゃること、もっともだと思って聞いているんですけれども。結局その事例を集めてその後どうやっていくかっていうことが大事なところで、逆に言うとそのいう後のことも見込んでの事例収集なんだよということを言わないと、なかなか言っても対応してくれないでは困る。だからといって全部応じるっていうわけにはいかないと思うんだけど、でもその見通しみたいなものも集約する段階でも青写真があるといいんじゃないのかなっていうふうには思います。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。柴野さん御指摘のとおりそこはとても大事なところだと思うので、この後の施策の取り組みにどう繋げていくのか、ここに肝があるわけですね。だから、その趣旨を含めて事例収集のアナウンスメントを是非お願いしたいと思います。

それから大村さんから御指摘のあった点については、自立支援協議会の虐待防止部会と連携しながら、生活支援センター、それから支援課などからの情報あるいは事例収集にも力を入れるように取り組んでいきたいと思います。ここは虐待防止部会のほうに私と大村先生が入っていただくことになっていますので、そこは力を入れて取り組みたいと思います。

次に障害者差別間に関する状況に移りたいと思うのですが、御了承いただけるでしょうか。それでは次の議題、障害者差別に関する状況のほうに移ります。

事務局のほうから説明をお願いします。

#### 議題4 「障害者差別に関する状況について」

(事務局)

お配りしております資料4、「令和2年度障害者差別集計表（速報値）」を御覧いただければと思います。

こちらは、令和2年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計し、項目ごとに統計を出したものになります。令和2年度1年間の対応件数は、4件というところでございました。まず、各区の対応状況でございます。①の「対応した区」でございますが、岩槻区1件、障害政策課3件となっております。右側の②は、「①の内訳」になりまして、岩槻区支援課が1件、本庁の障害政策課が対応したものが3件となっております。続いて、③「被差別者の性別」では、男性が2人、女性が1人、不明が1人となっております。④の「被差別者の年齢」では、40代が2件、50代が1件、

不明が1件となっております。次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、肢体不自由が3名、精神障害が1名と、令和2年度につきましては身体障害の方の相談が多い状況でございます。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、1級が2件、2級が1件、不明が1件という状況でございます。

次に資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。⑦「差別の相談者」でございます。こちらにつきましては、本人からの相談が2件、被差別者家族からの相談が1件となっております。また、障害者団体からの報告事例として1件ございます。

⑧の「差別行為の発生場所」につきましては、その他に分類される店舗や、行政機関などが4件となっている状況でございます。⑨の「差別の種類」でございますが、商品・サービスが3件、その他が1件となっております。

次に3ページを御覧ください。こちらにつきましては、ノーマライゼーション条例が施行され、市として障害者差別への相談対応を始めた平成23年度から令和2年度までの障害者差別の対応事例を合計したものでございます。「1 障害者差別相談対応件数」でございますが、平成23年度から令和2年度までの合計で62件の相談がございました。

次に、「2 障害者差別相談対応件数（分野別）」でございますが、こちらは差別のあった分野別に集計したのですが、雇用と医療が10件と最も多くなっており、そのほか、日常生活と商品・サービスが8件という状況でございます。資料4-1については以上でございます。

（宗澤委員長）

ありがとうございました。これは毎年度実態に対して差別の申し立て件数というのがあまりにも低いのではないかという問題の指摘が続いていて、毎年様々なかたちで努力はしているのですが、なお具体的な申し立ての件数っていうのはやはり少ないようにちょっと感じるんですね。ここは随時もっとカミングアウトできるようにどうすればいいのかっていう御意見をこれはもう随時受け止めておりますので、今年度も是非みなさんから随時御意見頂戴できればというふうに願っているところです。

何か今の事務局の説明に関しまして何かございますでしょうか。はい末吉さんどうぞ。

（末吉臨時委員）

先ほど宗澤先生が申し立てが少ないという話がありましたけれども、鉄道問題、運輸局が来てるからあえて言いますけれども、埼京線と武蔵野線にホームドアのある駅ありませんよね。

（宗澤委員長）

ここは具体的な施策の問題指摘を受けるところよりも、今申し立て件数が少ないということを私は言っているんですね。

それでは荒井さんどうぞ。

（荒井委員）

すいません。荒井です。相談件数少ないということで、たまたまちょっと先日私見

てたらですね、平成31年4月に内閣府の障害者施策担当から障害者差別の解消に関する地方公共団体の調査結果というのが出ているのを見つけてまして、その差別の相談件数に関して政令市19市全部で回答があるんですけども年間の相談件数9件以下というのが3市ということで、多分そこにさいたま市も入るのかなと推測されます。非常に少ないなという印象を受けました。やはり全国的に見ても少ないのかなという印象を受けました。それでこの報告書の中で1点具体的な周知の仕方として、障害者手帳の交付時に相談窓口の一覧を周知しているという事例が出ていました。本市でそのようなことをされているのかどうかわからないんですけども、多分福祉ガイドは手帳と一緒に配られていると思うんですけど、それだけだと多分ガイドを見て相談、なかなか相談できる場所っていうのを見つけることは難しいでしょうし、手帳を取りに来るというのも障害を持った、障害を持って生きていくための入り口になる部分ですので、是非こういう相談窓口があるんだよというところはですね、手帳交付時に説明していただくような対応をとっていただけたら多少は違うのかなというふうに思いますので。そんなことをたまたま報告書の中から見つけたので御提案したいと思います。よろしくお願ひします。

(宗澤委員長)

ありがとうございます。これまでの経緯を知っている立場から若干補足しますと、相談窓口までは来たものがあるわけですよ、色々。問題なのはそれを差別事案として扱うってところで引込められてしまうんですよ。だからそこをなんとかしたいと思って歴代の委員会で努力はしてきたんです。だからやっぱりひと工夫もふた工夫もしていく必要があるんだろうっていうふうに思っていますので、今いただきました意見は事務局のほうでお引止めいただくとしてここは是非ともこの委員会の総力をあげてですね、申し立て件数をもっとカミングアウト出来るようにしていきたいというふうに思っています。

(末吉臨時委員)

関係する部局の研修の一部に組み込むって言うのはどうですか。要するに具体的な発表を除いて、個人情報分からないかたちで組み込むって言うのはいかがですか。こういう発言があったよという話を文章でも映像でも結構ですし。

(宗澤委員長)

差別をなくすための研修というのは、職員研修の一環として取り組まれていますからその中でもし具体的な事例、これはプライバシーはもちろん明かすことなく市の職員として気を付けるべきことに関わる事案があれば、それは事務局のほうで研修内容に組み込んでいただいて職員研修の内容の充実を図っていただくということで、末吉さんの御意見を受け止めさせていただきたいと思います。

どうぞ、大村先生。

(大村委員)

1点お伺いしたいんですけども、障害者差別対応件数という件数なんですけども不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供の両方を含みますか。それとも差別取り扱い

だけでしょうか。教えてください。

(宗澤委員長)  
両方を含みます。

(大村委員)  
そうなんです。分かりました。  
そうすると合理的配慮の不提供も含んでいて尚且つこの件数って少ないなというふうに思いました。

(宗澤委員長)  
本当におっしゃるとおりです。

(大村委員)  
逆に合理的配慮を受けた経験があるみたいなことで障害のある人から実際に話をしてもらうような機会があると、不提供の時にはこんな不提供だったよってというような報告もいただけるのかなとも思いました。今後の進め方だと思うんですが、障害のある当事者が合理的配慮の提供を受けたとか、差別的取り扱いを受けなかったとかも含めて話が出来るとような雰囲気を作っていくと素敵だなと思った次第でした。

(宗澤委員長)  
ありがとうございます。私も委員長の責任を感じてこの件数を増やすために考えられる当事者団体に足を運んで、どうしたら言いやすくなるのかっていうか、申し立てやすくなるのかって言うのを実はヒアリングして回ったこともあるんです。それでもなかなかうまくいかないってところで、ちょっと壁に直面しているんですね  
だから大村先生の御指摘はごもっともだと思っていますので、とにかく件数が増えるような仕組みをこれからもひと工夫ふた工夫していきたいというふうに考えています。この点については委員の皆さまから随時事務局に御意見をお寄せいただければというふうに願っています。それでは資料4-1につきましては以上で終わりにさせていただきます。

ここから、個人情報を含む資料の説明に入りますので、申し訳ございませんが、傍聴人の方につきましては、ここでミーティングルームからの御退席をお願いします。

#### 【非公開部分】

(宗澤委員長)  
それでは議題5 その他について事務局からお願いします。

議題5 その他 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改正について

(事務局)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改

正について御報告いたします。

障害者差別解消法は、6月4日付けで改正、公布されました。施行日については、3年以内とされており、今後政令で定められることとなります。

大きな改正点といたしましては、これまで、官公庁を除く、民間の事業者を指しますが、事業者の合理的配慮の提供については、雇用分野を除き、努力義務であったところ、義務化されたこととございます。

これに伴い、本市のノーマライゼーション条例においても、関連条項について改正の必要性を検討することとなります。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正を行うにしても時期は決まっておられません。今後の動きにつきましては、本委員会においても報告してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

障害者差別解消法の改正に関する報告は以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

今の報告は基本的に了解ですけれども、国の差別解消法が出来る前に本市の条例を作ったわけですよ、だからその障害者差別解消法の改正のそのスケジュールっていうのを受けて本市の条例を変えなければならないって、忖度をする必要あるんですか。もうそういう方向性だっていうふうに国がなっているのであれば本市として独自にやればいじゃないですか。そうですね。柴野さん。

(柴野委員)

そうですね。宗澤委員長覚えているか分かりませんが、私十数年前に先生と一緒に条例を作った委員です。国に先駆けて作った条例で、こんな運用ではって先ほど申し上げたとおりなんだけれど、改正はもう早急に着手して良いと思います。どういう方法になるかはよく分からないんですけど。

(宗澤委員長)

方法についてはちょっと事務局のほうで詳らかにしていくしかないと思うんですけども、少なくとも国のその障害者差別解消法の改正スケジュールを受けてっていう判断はいらんと思うんです。そこはちょっともう一度お考えいただきたいと思う点です。本市が条例を作ることによって障害者虐待防止法も施行する前に虐待対応を始めているわけだし、差別解消法が施行される前に本市の条例に基づいて差別対応してるわけですよ。

(事務局)

ありがとうございます。ただいまの件につきましては、まず条例の改正ということで 議会に議案として上程をする必要がございます。年に4回のものでありますから、それまでに私どものほうで条例の改正について検討しまして、併せまして、権利擁護委員会の他に政策委員会、市民会議のほうにもはかる必要があるかというふうに考えています。そういったものも踏まえまして、議会上程へのスケジュールと逆算しまして条例改正の時期につきましては、もうちょっと中身を今お話しいただいた内容を含め

まして勉強させていただきたいというふうに思います。

(宗澤委員長)

少なくとも国の条例改正の改正法の施行日を受けてっていうその点はちょっとやめていただきたいというふうに思っています。

市としても改正スケジュールの判断っていうのは独自に必要なだと思いますので、その点は事務局の御検討にお任せしたいと思えますけれども。

(宗澤委員長)

それではせっかく柴野先生がおっしゃっていたので、本市の条例の格調の高い前文は原文を柴野先生にお書きいただいて、これは結構色んな障害者団体で、あの格調高い前文は誰が書いたんですかってよく質問を受けるんです。

(柴野委員)

何を隠そう、私です。でも先ほどの付度ではないですけど、これここで話しているんですよ。最後の最後になってさいたま市のほうからタウンミーティングまでかけて作った前文を変えてくれっていう話があったんですよ。それは私は断固反対してあのままで通ったっていう、歴史があります。

(宗澤委員長)

私も断固反対をしていたことを覚えています。そういう経緯で条例が出来ているって御紹介も含めて議論のほうは締めさせていただきたいと思えます。

それでは最後事務局のほう何かございますでしょうか。

### 3. 閉 会

(事務局)

事務局のほうからはございません。

(宗澤委員長)

それでは長時間にわたり今日の議論をいただきましたことに感謝申し上げます。速やかな議事運営に御協力いただきましたことに感謝申し上げます事と共に権利擁護をめぐる課題は様々に山積みだというふうに考えています。今後ともみなさまの御協力を賜りながらお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

#### 【書面会議参加委員の意見】

(渡辺臨時委員)

- ・ 障害者差別解消に関する周知啓発について

合理的配慮提供促進事業で、令和2年度の補助金実績11件の申請がありましたが、すべて医療機関ですが、他の事業者が申請しない理由が何かあるのでしょうか。

(事務局)

昨年度は、医療機関と、飲食店を中心に周知を行いました。飲食店は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったため、申請が少なかったものと思われます。

今年度は、小売店舗等に周知を行う予定です。

・「コロナ禍における困りごと」について

コロナ禍で障害のある人や家族、支援者が生活しにくくなり、行き詰ることのないように精神的、身体的なフォローができる相談体制を整え、充実、強化していただきたい。

(水内臨時委員)

・障害者差別解消に関する周知啓発について

補助の実績が、令和2年度は11件とのことであるが、補助金の上限はいくらか。もし、補助金に余裕があるということであれば、特に医療機関に広報をさらに行い、さいたま市内のできる限り多くの医療機関において、補助金が利用され、スロープ、筆談ボードが置かれることが望ましいと思った。おそらく、既に完備している医療機関以外において、スロープ、筆談ボードは、どこの医療機関でも必要ではないかと思われる。予算があれば(あるいは予算を増額して)、広く、補助金が医療機関に行き渡ることが必要であると思う。さらに予算があるのであれば、医療機関以外の民間の団体、店舗でも補助金が導入されれば、よいと思った。

(事務局)

予算額は150万円であり、物品購入費は上限5万円、コミュニケーションツール作成費は2万5000円を上限としています。

・「コロナ禍における困りごと」について

困りごとの事例を読み、それぞれの障害に応じて、コロナにより様々な問題が生じていることが具体的に理解することができた。

しかし、そういった困りごとの1つ1つを、どうやって解消していくべきか、という点については、今後、課題が多いと感じた。

たとえば、視覚障害の方の困りごとの1つとして、同行援護を頼みにくくなったということが挙げられているが、これは、コロナ禍においても、まわりの理解を得つつ、なんらかの方法で依頼できることが望ましいと考えられる。視覚障害者にとっては、時代の変化—無人店舗の増加、電子決済など、により、以前より支援が必要となっていると思われる。そのため、同行援護等の人による支援の必要性は以前より増している。コロナ禍とあわせて、時代の変化により生じたニーズにも、対応が必要となっていると思われる。

障害者の方全体の問題として、コロナにより外出の機会が減り、人との接触の機会が少なくなったということが挙げられている。なかなかオンラインでのコミュニケーションツールの利用方法の周知は難しいかもしれないが、ヘルパー等とのサポートにより、オンラインでのミーティング、集まり等の参加の機会を増やすことが必要であ

と思った。

- ・ 障害者差別の相談状況について

平成27年だけ、相談件数が二桁（13件）であり、突出している。この年の相談件数が多い理由について、特に理由がある場合、その理由を教えてくださいとありがたい。

（事務局）

明確な理由は不明ですが、雇用場面での相談件数が5件と多くありました。

- ・ その他

研修について、さいたま市職員、幹部職員の方々を対象に行われるとのことであり、今後、ノーマライゼーションに対する理解が、さらに進むことが期待される。